

岐阜市立女子短期大学スポーツ施設地域開放規程

平成18年 3月16日 決裁

平成18年 4月 1日 施行

令和 2年 9月30日 決裁

令和 3年 4月 1日 施行

(目的)

第1条 この規程は、本学の教育研究活動、行事、学生活動等に支障のない範囲で、島及び合渡校区の体育振興に資するため、本学施設使用規程第8条第1項に定める施設の開放（以下「施設開放」という。）の運用及び利用者の遵守事項について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設)

第2条 この規程で対象となる施設は、本学の体育館、テニスコート及びグラウンド（以下これらを総称して「施設」という。）とする。

(利用対象者)

第3条 施設開放は、次の各号の一に該当する団体に限り許可するものとする。

- (1) 体育館及びテニスコートを利用しようとする団体にあつては、島または合渡校区に在住している者1名を代表者とし、かつ構成員が同校区に在住している者を過半数の割合で含む5人以上の団体。
- (2) グラウンドを利用しようとする団体にあつては、島または合渡校区に在住している成人の代表者1名と指導責任者1名以上を伴った、同校区のスポーツ少年団及び同校区に全員が在住している小学生以下の団体。ただし、代表者は指導責任者を兼ねることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する団体は許可しない。

- (1) 成人の監督責任者を伴わない未成年者のみで構成されている団体。
- (2) 営利目的で利用しようとする団体。
- (3) 営利を目的としなくても、指導者及び監督責任者が参加者から指導料や謝礼を徴収する等の行為を伴って利用する団体。
- (4) 政治活動、宗教活動を目的として利用する団体。
- (5) 集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者や組織またはその組織の構成員等を含む団体。
- (6) スポーツ以外の利用をしようとする団体。
- (7) 実際に利用することがない者を含む団体。
- (8) その他、その利用目的が第1条に定める目的を逸脱していると認められる団体。

3 前2項の規定に定める条件を満たした団体で、施設開放を利用しようとする者は、利用団体登録申請書兼団体名簿（様式1）により、利用団体登録申請を行うこととする。

4 前項の規定に定める登録手続を行った団体（以下「登録団体」という。）は、その構成員に変更があった場合は、様式1によりすみやかに届け出なければならない。

5 構成員の変更、その他の事情等により、第1項及び第2項の規定に定める条件を満たさなくなったときは、その事象が発生した時から登録団体の資格を失い、施設開放を利用することができなくなるものとする。

（利用種目）

第4条 施設開放で行うことができるスポーツ種目は、本学及び周辺施設を毀損するおそれがなく、かつ一般的に特別な知識及び技能が無くても安全に行うことができると認められるもので、次の各号に定めるものとする。

(1) 体育館にあつては、本学体育館設備で可能な一般的な種目とする。ただし、屋内テニスは不可とする。

(2) テニスコートにあつては、硬式及び軟式テニスに限る。

(3) グラウンドにあつては、ソフトボール、ドッジボール等の一般的な屋外種目とする。

（開放時間）

第5条 施設開放における開放時間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 体育館にあつては、月曜日から土曜日までの19時から21時までとする。

(2) テニスコート及びグラウンドにあつては、祝日及び国民の休日を除く月曜日から金曜日までの19時から21時及び土曜日、日曜日、祝日及び国民の休日の9時から21時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、12月29日から1月3日までの間及びこの期間と連続する土曜日と日曜日は施設開放を行わないこととする。

3 本学の都合により、前項の規定に定める日以外でも、施設開放を行わない日または時間帯を指定する場合がある。

（利用申請及び許可）

第6条 施設開放を利用するにあたり、登録団体は、施設使用許可申請書（様式2）により利用申請をするものとする。

2 前項の利用申請に基づき、大学はその申請内容を審査の上、この規程及び他の関係法令に抵触していないと認められる場合は施設使用許可書（様式3）を発行の上、利用を許可することができる。

3 前2項に定めるもののほか、利用申請の方法、時期等については、その都度大学の指示に従い行うものとする。

（利用の管理）

第7条 第5条第1項の各号に定める開放時間を、次の各号に定めるとおりの時間帯に分割し管理するものとする。

(1) 体育館にあつては、月曜日から土曜日までの毎日19時から21時まで。

(2) テニスコート及びグラウンドにあつては、祝日及び国民の休日を除く月曜日から金曜

日までの毎日19時から21時までと土曜日、日曜日、祝日及び国民の休日の9時から12時まで、12時から15時まで、15時から18時まで及び18時から21時まで。

2 登録団体は、体育館及びグラウンドにあっては施設ごと、テニスコートにあっては面ごとに、前項の規定により分割された各時間帯単位（以下「利用単位」という。）で利用を申請するものとする。

3 登録団体は、原則として1週間の内1つの利用単位のみしか利用することができない。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、前項に規定する条件に加えて利用することができる。

(1) 祝日及び国民の休日の9時から12時まで、12時から15時まで、15時から18時までの利用単位を単発的に利用する場合。

(2) 施設の利用申請状況に余裕があり、その日のみに限定した単発的な利用申請を行い利用する場合等で、大学が認めるもの。

(3) その他、その利用が地域の体育振興事業等に著しく貢献すると認められる場合。

5 登録団体は、利用する際に施設使用簿（様式4）を提出しなければならない。

（大学の都合による利用許可の取消）

第8条 利用を許可した時間に、その施設を本学の学生が使用することになった場合や、本学の行事で使用することとなった場合等、大学運営の都合上その時間帯に施設を使用する必要が発生した場合、大学は当該利用許可を取り消すことができる。

（照明の利用）

第9条 登録団体は、施設開放の利用時に、必要であれば施設に敷設されている照明を利用することができる。

2 登録団体は、照明を利用する際には第7条第5項に定める様式4にその旨を記入しなければならない。

（照明の電気料）

第10条 照明を利用した登録団体は、岐阜市立女子短期大学施設使用電気料徴収要綱（以下「徴収要綱」という。）に定める電気料を支払わなければならない。

2 電気料の積算に用いる照明の利用時間は1時間単位とし、1回あたりの利用時間に1時間を超える端数が生じた場合はこれを切り上げるものとする。

3 登録団体は、前々項に定める電気料を大学が指定する期日までに支払わなければならない。

（登録団体の遵守事項）

第11条 登録団体及びその構成員が施設開放の利用の際には、次の各号に定める行為を遵守しなければならない。

(1) 実際に利用している者の構成が、島及び合渡校区に在住している者を過半数の割合で含んでいること。

- (2) 施設、器具、他の学内施設等を毀損及び損傷させた場合は必ず報告の上、利用している登録団体及びその構成員(以下「利用者」という。)の責において現状に復すること。
- (3) 施設利用中の事故については、全て利用者の責において処理すること。
- (4) 利用者の責において発生したゴミは全て持ち帰ること。
- (5) 終了時間の10分前には当該スポーツを終了し、施設の清掃及び整備を開始して、終了時間には完全に利用が終了しているようにすること。
- (6) その他、大学係員からの指示があった場合は従うこと。

(登録団体の禁止事項)

第12条 登録団体及びその構成員が施設開放の利用の際には、次の各号に定める行為を禁止する。

- (1) 利用者が、第3条第2項の各号に定められているような行為を行うこと。
- (2) 利用者が、その登録団体の構成員以外の者を混在させて利用すること。
- (3) スパイクシューズを使用する等、施設を毀損する可能性のある運動具や器具を使用すること。
- (4) 故意に施設及び他の学内施設を毀損するような行為。
- (5) 大学敷地内にある樹木、芝生等を破損もしくは採取すること。
- (6) 不必要に他の学内施設へ立ち入ること。
- (7) 学内施設及び大学敷地内での喫煙及び飲酒。
- (8) 大声で騒ぎ立てる等、大学及び周辺住民に迷惑となるような行為。
- (9) 未成年者のみで利用すること。
- (10) 利用している者のうち、島及び合渡校区に在住している者が過半数以下になること。
- (11) その他、管理運営上支障のある行為。

(団体登録取消及び利用中止処分)

第13条 登録団体が、この規程に定める事項に従わなかった場合、及び必要な申請手続きを行うにあたり、虚偽の申請を行う等の不誠実な行為が認められる場合は、大学は当該団体の施設開放利用許可を取り消し、利用を中止させた上、団体登録を抹消することができる。

2 前項に定める団体登録抹消の処分を受けた団体の構成員またはその構成員を含めた別の団体が、あらためて第3条第2項の規定により登録を申請した場合、同条第1項の規定にかかわらず、大学はこの団体の登録を許可しないことができる。

3 第1項の規定に定めるもののほか、登録団体の利用状況が次の各号の一に該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 利用を申請しても、登録団体固有の事情により利用しない状態が恒常的に発生する場合。
- (2) 1回の利用人数が、5人を下回る利用が恒常的に見受けられる場合。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、登録団体は大学が定める事項及び大学の指示に従い利用するものとする。